

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市が所管する事業所を除く。)

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

多機能型事業所における報酬算定上の定員区分について

日頃より、県の障がい福祉行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
このことについては、各事業者から多く問い合わせをいただいているところですので、下記のとおり改めて報酬算定の考え方について周知いたします。
多機能型事業所を運営する各事業者におかれましては、報酬算定上の定員区分について、改めてご確認いただきますようお願いいたします。

記

■算定の考え方及び算定例

1 障害者総合支援法に基づくサービスを2以上行う場合

→【考え方】

複数のサービスの利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定。

<例>

○正しい算定

	生活介護	就労継続支援B型
定員	10人	20人
サビ管の配置	専従、兼務を問わない	
報酬算定上の定員区分	21人以上40人以下の 場合	21人以上40人以下の 場合

○誤った算定

	生活介護	就労継続支援B型
定員	10人	20人
サビ管の配置	専従、兼務を問わない	
報酬算定上の定員区分	20人以下の場合	20人以下の場合

2 児童福祉法に基づくサービスを2以上行う場合（※1）

→【考え方】

複数のサービスの利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定。

ただし、多機能型事業所に関する従業員の員数の特例（指定通所基準第80条）によらない事業所においては、それぞれのサービスの利用定員の規模に応じて報酬算定可。

①従業員の員数等に関する特例による多機能型事業所

<例>

○正しい算定

	児童発達支援	放課後等デイサービス
定員	10人	10人
従業者（児発管、児童指導員等）の配置	兼務	
報酬算定上の定員区分	11人以上20人以下の場合	11人以上20人以下の場合

○誤った算定

	児童発達支援	放課後等デイサービス
定員	10人	10人
従業者（児発管、児童指導員等）の配置	兼務	
報酬算定上の定員区分	10人以下の場合	10人以下の場合

②従業員の員数等に関する特例によらない多機能型事業所

<例>

○正しい算定

	児童発達支援	放課後等デイサービス
定員	10人	10人
従業者（児発管、児童指導員等）の配置	専従	専従
報酬算定上の定員区分	10人以下の場合	10人以下の場合

○誤った算定

	児童発達支援	放課後等デイサービス
定員	10人	10人
従業者（児発管、児童指導員等）の配置	専従	専従
報酬算定上の定員区分	11人以上20人以下の場合	11人以上20人以下の場合

3 障害者総合支援法に基づくサービスと児童福祉法に基づくサービスをそれぞれ1以上行う場合

→【考え方】

複数のサービスの利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定。

ただし、多機能型事業所に関する常勤の従業者の員数の特例（指定障害福祉サービス基準第215条第1項）によらない場合、障害福祉サービスは障害福祉サービスの合計利用定員、障害児通所支援は障害児通所支援の合計利用定員を定員規模として報酬算定可。

①利用定員の合計数が20人以上の多機能型事業所（※1）

<例>

○正しい算定

	生活介護	放課後等デイサービス
定員	20人	10人
サビ管・児発管の配置	専従、兼務を問わない	
報酬算定上の定員区分	21人以上40人以下の 場合	21人以上の場合

○誤った算定

	生活介護	放課後等デイサービス
定員	20人	10人
サビ管・児発管の配置	専従、兼務を問わない	
報酬算定上の定員区分	20人以下の場合	10人以下の場合

②利用定員の合計数が20人未満で、常勤の従業者の員数等に関する特例による多機能型事業所（※2）

<例>

○正しい算定

	生活介護	児童発達支援
定員	10人	5人
従業員の配置	兼務	
報酬算定上の定員区分	20人以下の場合	11人以上20人以下の 場合

○誤った算定

	生活介護	児童発達支援
定員	10人	5人
従業員の配置	兼務	
報酬算定上の定員区分	20人以下の場合	5人以下の場合

③利用定員の合計数が20人未満で、常勤の従業者の員数等に関する特例によらない多機能型事業所（※2）

<例>

○正しい算定

	生活介護	児童発達支援
定員	10人	5人
従業員の配置	専従	専従
報酬算定上の定員区分	20人以下の場合	5人以下の場合

○誤った算定

	生活介護	児童発達支援
定員	10人	5人
従業員の配置	専従	専従
報酬算定上の定員区分	20人以下の場合	11人以上20人以下の場合

※1 児童発達支援については、児童発達支援センター以外かつ障害児（重症心身障害児を除く）の場合を想定し、また放課後等デイサービスについては、障害児（重症心身障害児を除く）の場合を想定。

※2 主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者を通わせる多機能型生活介護事業所が、多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合を想定。

■関係法令

- ・「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年10月31日付け障発第1031001号）第2（6）
- ・「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成24年3月30日付け障発0330第16号）第2（4）
- ・「平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成24年8月31日）」の送付について」（平成24年8月31日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 事務連絡）問94

岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係	
係長	若原
担当	森、太田垣、引原（障害者総合支援法（通所系）） 岩垣、田中（児童福祉法関係（通所系））
電話番号	058-272-8302（代表）
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp